

パブリックコメント実施結果報告書

平成28年3月24日

担当課	消費生活センター
担当者	宇畑
連絡先	0859-34-2765

意見公募のテーマ：鳥取県消費者教育推進計画（案）

①手段別意見応募件数

郵便	ファックス	電子メール	県民課・総合事務所等へ	その他の方法	計
1 (1)	3 (3)	5 (5)		51 (51)	60 (60)

②応募意見の政策案等への反映状況

対応状況	件数	主な意見
反映した (一部のみ反映したものを含む)	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全体的に「保護」の視点が強いように感じる。「自立支援」をベースにした「消費者の権利」の視点を重点項目1に盛り込んでほしい。 ○ 3年間という短い期間で活動に取り組んでも中途半端に認知されるだけで、本来目指していた消費者市民社会にはならないため計画期間は設けない方がよい
既に盛り込み済み	34	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者教育は被害防止にとどまらず、自らの行動により社会をより良いものに変化させることができる面について、多くの市民に周知して伝えていくべき。 ○ 学校での消費者教育は不可欠であるが、同時に保護者にも同様に行われるべき。保護者と学生、どちらの意識も高めることで、消費者教育を実生活の中で行っていくことができる。 ○ 小・中学生に消費者としての知識を教えるのは困難であり工夫が必要であるために教育者の教育を行うことが必要。 ○ 多くの人のたくさんの目で見守り、被害を未然に防ぐため、高齢者のボランティアを広く集める事が必要。
今後の検討課題	18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消費者教育の効果をどのような基準・手段をもって確認するのかということが不明瞭 ○ これまで様々な形で消費者教育をされてきたと思うがこの仕組みで本当に被害が少なくなるとは思えない。もう少し画期的なことをしたほうがよいのではないかと。 ○ 効果的な広報について、具体的な内容を教えてほしい。正直この計画案に書いてあることだけでは効果があると思えない。
その他	4	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本的な推進内容 重点項目・123等を詳しく教えてほしい。 ○ 消費者教育の推進はとてもよいことだが、広報の実施などは費用的な面から実現は難しいと感じる。学生は消費者教育にあまり興味がなく、やっても理解しないと思うのでやる意味がない。 ○ 教職員には、挨拶など生活面での指導力向上への取り組みもきちんと行ってほしい。 ○ 消費者教育をもっと実施すべき
計	60	

③意見募集結果概要書を、1部添付してください。

他の公表方法として該当するものに○を付してください。

とりネット	報道機関への資料提供	県議会への報告	県民課等での縦覧等	広報誌等への掲載	その他
○		○	○		消費者教育推進地域協議会及び消費生活審議会への報告